

令和3年度 女と男の一行詩事業（案）

第1回の審議会の意見

- ・男女共同参画の推進にあたっていち早く、「一行詩」の募集を行ってきたが、現在は、啓発事業としてだけでなく、市のPRを兼ねた全国へ発信する事業になっており、このまま継続すべきである。
- ・市内においての「一行詩事業」のPR等は不十分であり、事業の見直しを検討する必要がある。

さんようおのだ男女共同参画プランにおいての一行詩の位置づけ

- ・さんようおのだ男女共同参画プランにおいて、男女共同参画に関する市民意識の醸成のための具体的取組となっている。

見直し内容

- ① 応募対象者の見直し（「限定しない」から「市内在住または通勤・通学されている方」に変更）
- ② 一行詩の「テーマ」を毎年決める
- ③ 中学校、高校への直接依頼に小学校高学年も追加
- ④ 市民、企業等へ周知の充実
- ⑤ 応募期間の延長
- ⑥ 副賞の「現金（図書カード）」を「ふるさと特産品」に見直し
- ⑦ 協賛企業賞の見直し
- ⑧ 入賞作品を使った啓発活動（入賞作品をポスターにして幅広く掲示等）
- ⑨ 市役所内での一行詩の活用

※担当課案であり実施を確約するものではありません。

今後の検討

毎年度、女と男の一行詩事業を男女共同参画審議会の議題とする。

令和3年度 男女共同参画新規事業（案）

重点項目6 人権尊重の視点に立った男女共同参画の推進

施策（1） 男女共同参画に関する市民意識の醸成

- ① 図書館と連携し男女共同参画に関連する図書を紹介（幼児～成人）
（HP等にて周知を行う）
- ② 関係機関が開催するイベント等での男女共同参画関連のパンフレット・啓発物品の配布

重点項目8 男女間における暴力の根絶

施策（1） 男女間のあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成

- ① DVやデートDVに関するパネル掲示及び啓発物品等の配布

施策（2） 相談体制の充実及び被害者の保護

- ① 女性相談員の設置

女性相談員を設置することにより相談体制を強化し、被害者支援の一層の充実を図る。

（現在、市民活動推進課職員が相談業務を担当しているが、数年で異動することから、専門的知識、技能の向上が難しい。また、相談の証明書の発行が必要な場合、必ず宇部市もしくは山口県の配偶者暴力支援センターまで行く必要があったが、婦人相談員が来初相談を受けた場合、医療保険・年金事務・児童手当のための証明書は本市で交付申請を受け付けることができ相談者の支援を図ることができる。）

※担当課案であり実施を確約するものではありません